

社会福祉法人みぬま福社会役員及び評議員に関わる
報酬及び費用の支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みぬま福社会定款第9条及び第23条の規定に基づいて、役員
の報酬等の総額、役員並びに評議員に関わる報酬及び費用の支給の範囲について定める。

(役員報酬等の総額)

第2条 役員報酬等の総額は、各年度100万円を超えない範囲とする。

2 評議員の報酬等の総額は、各年度50万円を超えない範囲とする。

(役員並びに評議員の報酬)

第3条 役員並びに評議員は無報酬とする。

(役員並びに評議員の費用弁償)

第4条 役員並びに評議員には、以下の費用を支給することができる。

①理事会及び評議員会の交通費、1回4000円。

②監事監査実施時における監事の交通費、1回5000円

③埼玉県外に在住する役員並びに評議員には各1000円を上乗せして支給する。 2

理事会、評議員会に理事長が特に出席を求めた者についても、上記費用を同様に
支給することができる。

第5条 役員の日常業務については、以下の費用を支給することができる。

①理事長が必要と認めた会議及び採用試験等法人の用務に役員が出席した場合の交通費、1
回5000円。

②その他、研修、行事への参加については起案をもって理事長が決済する。

附則 この規程は平成14年1月20日より実施する。

附則 平成29年6月25日改訂